

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	12億9,441万円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費	78億4,497万円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	障がい者介護給付費等事業	170,684	128,013			17,200	25,471
	障がい者相談支援事業	4,333	1,572			1,100	1,661
	要援護老人ホーム措置事業	15,636			2,352	6,300	6,984
	国民健康保険特別会計繰出金	54,630	29,830			9,900	14,900
	介護保険特別会計繰出金	121,773	5,810			47,341	68,622
	保育園保育実施事業	108,909	72,352		4,522	14,700	17,335
	児童手当等給付事業	128,791	108,701			8,000	12,090
	施設型給付費等負担金	109,119	70,683			15,400	23,036
	地域型給付費等負担金	64,567	46,062			7,400	11,105
	小学校就学援助事業	2,595	199			900	1,496
	中学校就学援助事業	2,550	170			900	1,480
	小計	783,587	463,391		6,874	129,141	184,181
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	910				300	610
	小計	910				300	610
合計		784,497	463,391		6,874	129,441	184,791